６月は環境月間です

【環境政策課】

６月５日は環境の日です。これは、1972年６月５日、ストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものであり、平成３年度からは６月の１カ月間を「環境月間」としています。

現在、地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題や省エネへの関心が高まるなか、「節電」への取り組みはＣＯ2削減、そして地球温暖化防止にもつながります。

家庭において「節電」に取り組んでみませんか

電力需要の約３割を占めている家庭の電力消費を少しでも抑えることは、日本全体でのエネルギー消費を抑える「節エネ」になり、二酸化炭素の排出抑制になる「節ＣＯ2」になっています。つまり、家庭での取り組みは、地球温暖化防止のために大きな役割を果たすことになります。

ここで、家庭でできる節電の一例を紹介します。

■待機時の消費電力を削減

電化製品の節電を考える時、使用していない場合にも電力が消費されてしまう「待機時の消費電力」をいかにして減らしていくのかも重要な節電対策です。

待機時消費電力は、年間を通じて家庭で消費される電力量の、約６％を占めます。なんとこれは、テレビの消費電力量とほぼ同じ割合にあたります。

待機時消費電力を減らすための便利な機能や機器もありますが、コンセントからプラグを抜くことにより、消費電力を減らしてみませんか。

☆プラグを抜くことで機器の設定に影響が出るものがありますので、機器の確認を行ってから実行しましょう。

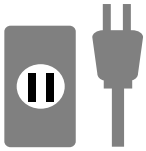

家電製品の待機時消費電力をすべて削減できた場合、年間で285kwhの節電、117.7kg-ＣＯ2（温室効果ガス）の削減で、金額に換算して約6,500円の節約になるようです。

何も使用していない機器の待機時消費電力は、極力削減したいものです。

◆問い合わせ　環境政策課　環境企画係（☎内線269・274）へ

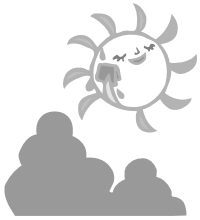

見たら通報を！不法投棄・不法焼却（５月30日はごみゼロの日）

地域や事業所における清掃・リサイクル運動など、その輪は確実に広がっています。その一方、ごみの不法投棄や不法焼却（野焼きなど）が後を絶ちません。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
不法投棄	42	33	45
不法焼却	18	15	15

▲不法投棄や不法焼却で環境政策課へ寄せられた苦情件数

産業廃棄物に限らず、家庭ごみでも、不法投棄は厳しく処罰されます。また、廃棄物の不法焼却（農業者が行う稲わらの焼却等一部除外あり）も、同様に厳しく処罰されます（ともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、懲役又は罰金刑が科せられます）。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
検挙件数	10	11	18

▲天理警察署による「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反による検挙件数

もちろん、悪質性や量により処罰は変わりますが、不法投棄や不法焼却という行為そのものが処罰の対象となります。

もし見かけたら、天理警察署、天理消防署（不法焼却）または環境政策課へ通報をお願いします。

◆通報先・問い合わせ　天理警察署（☎62－0110）、天理消防署（☎62－3322）または、環境政策課環境対策係（☎内線265）へ